

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 3 月

20 歳になった当時は家業の手伝いをしていたので、両親が国民年金の加入手続きを行い、保険料納付も行ってくれた。両親は納付済みとなっているのに、私は未納とされているのは納付できない。

また、昭和 57 年 3 月頃は、自分で納付していた。1 か月のみ納付しない理由は無く、保険料を納めたはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 5 月 19 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、それ以降申立期間を除き申立人に未納は無く、住所や種別変更手続等も適正に行われていることから、申立人の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②について、昭和 57 年 10 月に催告が行われたことが国民年金被保険者台帳で確認でき、現年度納付は行われなかったと推認できるところ、申立人は「仮に納付を忘れたことがあったとしても、催告状が届いていれば納付していた。」と述べており、前述のように納付意識の高い申立人が催告を受けておきながら国民年金保険料を未納のまま放置するとは考え難く、催告を受けた後に保険料を納付した可能性も否定できない。

さらに、申立期間②は1 か月と短期間であり、申立期間②の前後は納付済みとされている上、申立人及びその夫に住所移転や転職など生活上の大きな変化は無く、申立期間②の保険料のみ納付しない特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について申立人は「両親が加入手続を行い、両親の分と一緒に保険料納付を行ってくれた。」と述べているところ、申立期間①は手帳記号番号払出前の期間であり、国民年金保険料を現年度納付することはできない上、申立人の母親は申立期間のうち昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間を 45 年 5 月と同年 11 月に過年度納付していることが国民年金被保険者台帳で確認できるものの、A 町及び B 市の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者台帳には、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付は確認できず、一緒に納付していたとする申立人の同期間の保険料が、二度以上にわたり行政側において記録されないまま放置されたとは考え難い。

また、申立人は両親が保険料納付を行ったと述べており、関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとされる両親は既に死亡しており国民年金に関する詳細が確認できない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、国民年金保険料をA出張所で3か月ごとに納付していた。当時、夫の現金支給された給与を毎月必要経費別に封筒に小分けしており、未納ならば封筒に現金が残っているはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間について、昭和57年に催告が行われたことが確認できるが、申立期間前後の52年10月から53年3月までの期間、同年11月から54年3月までの期間、同年7月から55年3月までの期間、57年12月から58年3月までの期間及び昭和58年度について、申立期間と同じく催告が行われ、その後過年度納付していることが確認できることから、これらの納付状況を勘案すると、申立期間についても催告後納付したものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、過年度保険料になると思われる申立期間の保険料をA出張所で納付したと述べているが、申立期間当時、A出張所では、来所した被保険者の年金記録を社会保険事務所（当時）に電話で照会の上、過年度納付書を即日発行し窓口で保険料を収納していたとしており、申立人の主張とA出張所での過年度納付に関する取扱いは一致する。

さらに、過年度納付を行いながらも、申立期間を除き国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえる申立人が、申立期間のみ納付しないことは不自然である。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間前後を通じて申立人の経済状況等に大きな変化は無く、申立期間の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和28年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険出張所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月1日から同年4月1日まで  
② 昭和31年8月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和32年12月1日から33年10月1日まで

私の年金記録によると、昭和28年4月1日に初めて厚生年金保険の被保険者となったとされているが、同年3月10日に支給された給与明細書から厚生年金保険料が控除されているため、厚生年金保険の資格取得日は同年3月1日になるのではないかと思う。

また、「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されてきたため、A社における被保険者期間について、同期入社と同僚と標準報酬月額を照らし合わせたところ、私の昭和32年12月から33年9月までの標準報酬月額が前後の期間と比べ下がっている。同期入社と同僚とは同じように昇給して

いったので当該期間の標準報酬月額は当該同僚と同じ1万8,000円のはずである。

さらに、昭和31年8月及び同年9月の標準報酬月額の記録についても調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び同僚の証言から、申立人がA社に昭和28年3月1日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険出張所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和28年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の標準報酬月額は、昭和30年10月の定時決定時に10等級（1万4,000円）であったものが、従前と2等級差が生じたことにより31年8月の随時改定において、12等級（1万8,000円）に改定されていることが確認できる。オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、同年10月の定時決定において1万8,000円に改定されていることが確認できる。

また、申立人と同日の昭和28年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同期入社と同僚9人についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、31年8月の随時改定により標準報酬月額が改定されているにもかかわらず、オンライン記録では同年10月の定時決定で標準報酬月額が改定された記録となっていることを踏まえると、社会保険庁（当時）が同社に係る被保険者記録をオンライン記録に入力する際に改定月を誤って入力したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間②の標準報酬月額は、1万8,000円であるにもかかわらず、事務処理を誤って標準報酬月額を決定したことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額  
は、申立期間直前の昭和 32 年 11 月は最高等級の 1 万 8,000 円であったと  
ころ、同年 12 月に 1 万 4,000 円に引き下げられ、申立期間直後の 33 年 10  
月に 1 万 8,000 円に引き上げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同期入社と同僚は、「同期入社であれば、悪い  
ことをして減俸になったり、病気等で長期欠勤しなければ、入社後 10 年  
間は給与で差がつくことはなかった。在職中に申立人が長期欠勤していた  
記憶は無く、入社 5 年目であり、一人だけ大幅に給与が下がるとは考えら  
れない。申立人と在職期間の標準報酬月額を比較したが、入社以降、同程  
度で推移しており私の標準報酬月額は一度も下がっていない。申立期間に  
ついて、私の標準報酬月額は 1 万 8,000 円となっており、申立人も同程度  
のはずである。」と述べており、オンライン記録によると、当該同僚を含  
む同期入社と同僚の昭和 32 年 12 月時点の標準報酬月額はおおむね 1 万  
8,000 円となっており、1 万 4,000 円となっているのは申立人以外に確認  
できない。

また、上記同僚は、「転勤に伴い、給与が減額になるということは無か  
った。」と述べており、オンライン記録によると、当該同僚の転勤時の標  
準報酬月額は全ての期間において転勤前後で同額又は増額となっている上、  
申立人の申立期間を除く転勤時の標準報酬月額も転勤前後で同額となっ  
ていることが確認できる。

さらに、申立期間③と近接した時期に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動  
している同僚は申立人以外に 3 人確認できるが、3 人の転勤前後の標準報  
酬月額はいずれも同額となっていることが確認できる上、所在が判明した  
一人は、「転勤時全般についてそうだが、A 社では転勤に伴い給与が減る  
ことはなかった。同社 B 支店から同社 C 支店への異動の時も同様であっ  
た。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、その主  
張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除  
されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の  
社会保険出張所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に  
基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事  
業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無  
いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険出張所に対して  
行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当  
たらなことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年1月27日から20年8月2日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、19年1月から20年3月までは75円、同年4月から同年7月までは80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月27日から22年2月15日頃まで  
私は、昭和18年頃から22年2月頃まで、A社に勤務し、同社が所有する船で運搬業務を行っていた。それにもかかわらず、船員保険の被保険者期間がわずか2か月間だけとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年1月27日から20年8月2日までの期間については、B社が保管する人事記録から、申立人は当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人に係る人事記録から在籍が確認できる期間については、当社の社員として当社が管理する船舶に乗船していたものと考えられる。同記録における本給欄の記載内容からも、当社が給与を支払い、船員保険料を給与から控除し納付したと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として昭和19年1月27日から20年8月2日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記申立人に係る人事記録により、昭



和 19 年 1 月から 20 年 3 月までは 75 円、同年 4 月から同年 7 月までは 80 円とすることが妥当である。

一方、船員保険船舶台帳によると、A 社は昭和 23 年 9 月 1 日に船員保険の適用事業所となっているが、B 社が保管する当時の従業員（複数）に係る人事記録から、A 社は遅くとも 18 年 11 月には船舶業務を開始していることが確認できる上、同社が適用事業所となった日以後について、当該従業員は船員保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人の在籍が確認できる 19 年 1 月 27 日から 20 年 8 月 2 日までの期間においても、船員保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る昭和 19 年 1 月 27 日から 20 年 8 月 2 日までの船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において A 社は船員保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 2 日から 22 年 2 月 15 日頃までについては、人事記録から、申立人が当該期間において、A 社に勤務していた事実は確認できない。

また、申立人は、A 社における上司及び同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年8月31日から22年5月2日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは80円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から22年4月までは300円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から23年11月20日まで

私は、昭和15年4月からA社に正社員として勤務していたが、19年10月25日に召集され、終戦後は強制抑留となり、収容所生活を送った。23年11月に復員し、その後家庭の事情から、やむを得ず同社を退職することになったが、「退職願い」は会社に直接提出している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の同居親族であった弟は、「兄が抑留中に、A社の社員が何度か自宅に来たことを覚えている。母が同社の社員に手紙を見せ、兄が無事であることを伝えていた。」と証言していることから、申立人は申立期間において同社との雇用関係が継続していたことが推認できる。

また、B県健康福祉部が発行した履歴書（軍歴証明）により、申立人が昭和19年10月25日に陸軍に召集され、22年11月4日に復員したことが確認できる。

一方、オンライン記録、A社に係る事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和20年8月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、昭和 19 年 10 月 25 日から 22 年 11 月 4 日までの期間は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格がなかったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、厚生年金保険料が被保険者及び事業主共に免除となる期間が終了する昭和 22 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬月額の記録から、昭和 20 年 8 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から同年 8 月までは 240 円、同年 9 月から 22 年 4 月までは 300 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 23 年 11 月 20 日までの期間については、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定に基づく被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間の保険料免除及び被保険者期間算入の適用外の期間である。

また、A 社は、「当時の資料は残っていない。」と回答している上、同社の事業所別被保険者名簿に係る申立期間当時の同僚は高齢等のため当時の状況等について証言を得ることができず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月まで

年金事務所で年金記録を調べてもらい、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は妻の保険料と一緒に集金で納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行った。」と述べており、オンライン記録からは、申立人は昭和 54 年 3 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 3 月 21 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、同年 3 月頃に国民年金への加入手続が行われたと推認でき、当該時点では申立期間のうち 54 年 3 月の保険料は過年度納付、同年 4 月から 55 年 3 月までの期間の保険料は現年度納付が可能である。

しかしながら、過年度納付については、申立人は、「申立期間の保険料は集金で納付した。他の場所では納付したことがない。」と述べているが、A 町役場は、「過年度納付については手書きの納付書を発行していた。収納は基本的には郵便局を案内していた。集金人が過年度保険料は収納していなかった。」としており、申立人の主張と合致しないこと、及び昭和 55 年 2 月から 57 年 4 月までに納付された領収済通知書を閲覧調査するも申立人のものと思われる領収済通知書は確認できないことから、申立期間の保険料を過年度納付した事情はうかがえない。

また、現年度納付については、申立人の妻の申立期間に係る保険料が申立人の手帳記号番号払出日以前に 2 か月ごとに 6 回にわたって定期的に納付さ

れていることが国民年金被保険者名簿から確認できるところ、申立人の申立期間に係る保険料が払出日以前に6回にわたって納付された記録が行政側で欠落したとは考え難い上、申立人は、「まとめて納付したことがない。」と述べており、払出日以後に集金で12か月分の保険料を納付した事情はうかがえない。

さらに、昭和54年1月から55年4月までのA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②から⑥までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 42 年 6 月まで  
② 昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
④ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで  
⑤ 平成 7 年 4 月から 8 年 1 月まで  
⑥ 平成 9 年 4 月から 11 年 3 月まで

申立期間①については、A町において時期は定かでないが、1年分の保険料をまとめて3回納付し、1年間の免除申請を行った。

申立期間②から⑥までは、A町とB市を行き来しており、妻と同じように免除申請を行っていたはずであるが、私だけが未納とされている期間があり納得いかないので、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において1年分の保険料をまとめて3回納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 7 月 1 日に申立人に対して払い出されており、この時点において申立期間①のうち 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①について、保険料の催告を行ったことを示す「未カード済」と記載されており、さらに「時効消滅」と押印されていることが確認できる上、申立人の保険料納付に係る記憶が曖昧であるため、当該期間に係る保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①において1年分は保険料の免除申請を行ったとしているが、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月1日に払い出されており、申立期間当時、保険料の免除は、申請のあった日の属する月の前月（同年6月）における直前の基準月（同年4月）から開始されるため、制度上、申立期間のうち38年7月から41年3月までの期間は免除申請が行えない上、A町の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録と同様に申立期間①直後から免除記録が記載されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料の納付又は免除申請を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料の納付又は免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②から⑥までについて、申立人は妻の分と一緒に免除申請を行っていたはずだとしているものの、申立期間以外の夫婦の記録を確認したところ、申立人が免除記録となっている期間に妻が未納とされている期間が見られる上、申立期間②及び③のそれぞれの一部の期間並びに申立期間④及び⑤については妻も同様に未納とされており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は申立期間②から⑥までにおいて住所地をA町とB市の間で頻繁に変更しているが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、職権による住所変更が3回なされており、オンライン記録においても別の期間に3回住所が不明な被保険者として扱われていたことが確認できることから、申立人が国民年金の住所変更に係る手続を適切に行っていたとは言い難い。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間②及び③の一部について、保険料納付の催告を行ったことを示す「催郵送」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②から⑥までの免除申請手続に係る記憶が曖昧である上、妻から当時の状況を聴取することができないため、当該期間の免除申請手続の状況が不明である。

このほか、申立期間②から⑥までの国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②から⑥までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで  
具体的な入退社時期は定かではないが、母と一緒にA社で勤務した。母だけが同事業所において厚生年金保険に加入し、私が加入していなかったとは考え難い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務したB市C局が保管するB市職員採用試験受験申込書から、申立人が申立期間のうち一部の期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 52 年 10 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同年 10 月 15 日から 54 年 3 月 31 日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該同僚二人のうち、所在が判明した一人に照会したものの、同事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、事業主及び申立人の母は既に死亡しており、複数の同僚に照会したものの、A社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原



票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない上、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年頃から 9 年頃まで

私は、時期ははっきりしないが、平成 7 年頃から 9 年頃まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。その期間は厚生年金保険にも加入していたはずである。調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の回答によると、申立人は平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 6 月 30 日までパート従業員として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人は、社会保険適用要件を満たす勤務形態ではなかったものと思われる。」と回答しており、同社が保管する社会保険関係の事務台帳に申立人の氏名は見当たらない上、同社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、申立人が記憶する同僚から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない上、当該同僚の中には A 社において厚生年金保険の被保険者記録が無い者も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から21年6月まで  
私は、終戦のためにA工場を解雇になった1か月後ぐらいにB事業所（現在は、C事業所）に勤務した。同事業所に勤務しながら、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「終戦のためにA工場を解雇になった1か月後ぐらいにB事業所で勤務を開始した。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚4人うちの2人が当該事業所の後継事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、勤務していた期間は特定できないものの、申立人がB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は、「申立期間の資料は残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況については不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が記憶する同僚4人は、死亡又は高齢のため当時の状況について証言を得ることができなかった。

さらに、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人が記憶する4人の同僚の氏名は確認できない上、申立人は、申立期間当時の従業員数を10人ぐらいと供述しているところ、申立期間に被保険者資格を有している者は4人しか確認できないことから、同事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 2 月に A 社に入社して研修社員を経て 55 年 1 月より正社員として勤務し、営業の仕事をしていた。途中関連会社である B 社に出向していた。給料については主に A 社から支払いを受け、B 社からも支払いを受けていたように記憶している。記録が無いことに納得がいかないの  
で、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令（昭和 54 年 11 月 12 日付けの A 社から B 社に出向を命じたもの及び 55 年 1 月 5 日付けの A 社の正社員を命じたもの）、55 年 1 月 5 日付けの A 社及び B 社の表彰状並びに同社の名刺から、在籍期間は特定できないものの、申立人が A 社又は B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社及び B 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が所持する辞令の発令日において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の雇用保険の記録は、大部分の者について確認でき、厚生年金保険の記録と一致するが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は A 社及び B 社のいずれにおいても確認できない。

また、申立人が記憶する当時の上司は病気のため申立人の勤務状況について証言を得ることができない上、A 社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている同僚から申立人を記憶している旨の証言は得られたが、申立人の勤務期間及び保険料控除について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、A 社及び B 社は既に解散しており、人事記録等を確認することができない上、元事業主は連絡先が不明又は死亡しているため、当時の事情を聴取することができない。

加えて、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号にも欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 20 日から 31 年 1 月まで

私は中学校を卒業後すぐに、姉二人が勤務していたA工場（現在は、B工場）へ就職した。二人の姉は、同事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録があるのに私の加入記録が無いのは納得がいかないので調査をしていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真に写っている申立人の姉及び同僚の証言から、申立人がA工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「実際の勤務状況については、A工場において入退社を繰り返していた。」と供述しており、申立人の勤務期間は短期間であったとする同僚の証言もあり、申立人の具体的な勤務期間を特定することができない。

また、申立期間当時、A工場において社会保険の事務に携わっていた同僚は、「新卒採用者については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは思えない。」と証言している上、申立人が所持する写真に写っている同僚の中には同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無い者も確認できる。

さらに、A工場は、「人事記録等の資料が残っていないため当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が

欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 23 日から 36 年 7 月 1 日まで  
私は、結婚前にも A 事業所に勤務していたが、年金事務所で確認すると、その期間は脱退手当金が支給されていた。脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 10 月 5 日に支給決定されているほか、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は昭和 36 年 12 月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間と重複する同年 4 月以降の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、その時点で申立人は脱退手当金を受給したことにより申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していなかったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。